

○中津市空き家バンク制度事務要領

中 ま 暦 第 5 号

令和7年2月7日制定

(目的)

第1条 この要領は、中津市空き家バンク制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく事務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(空き家台帳の登録申請)

第3条 要綱第4条第1項第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。

(1) 代理人の場合、所有者本人からの委任状と所有者本人と親族関係が分かる戸籍の全部事項証明書

(2) 未登記建物の場合、売買契約成立までに表題登記することの同意書

(3) 共有名義の場合、共有名義人全員の同意書

(4) 土地と建物の名義人が異なる場合、双方からの同意書

(5) 相続財産管理人、不在者財産管理任人、成年後見人、保佐人、補助人 等については、所有者との関係性がわかる書類（裁判所より選任された書類等）

第4条 要綱第4条第5項第8号に規定する市長が空き家台帳への登録を不相当と認めるときとは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法第12条により本市から助言指導されており改善されていないもの

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。